

平成25年度採用 幸田町職員を募集します！

1 職種、採用予定人員および受験資格

職種	採用人数	学歴	受験資格
一般事務職	若干名	大学、短大、高校	・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成25年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務職 (身体障害者)	若干名	同上	・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成25年3月31日までに卒業見込みの人 ※身体障害者手帳の交付を受けている人で、自力により通勤可能であり、介護者なしで職務の遂行ができる人 ※活字印刷文による出題に対応できる人
土木技術職	若干名	同上	・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、土木課程を履修して卒業した人または、平成25年3月31日までに卒業見込みの人
保育士	若干名	大学、短大	・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成25年3月31日までに卒業見込みの人 ※保育士資格を平成25年3月31日までに取得または、取得見込みの人
消防職	若干名	大学、短大、高校	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、左記学歴を卒業または、平成25年3月31日までに卒業見込みの人 ※両眼とも矯正視力1.0以上で、赤色、青色および黄色の色彩の識別が可能な人

2 試験日程、会場および試験内容

試験	とき	ところ	試験内容
第1次	9月16日(日)	幸田町役場 幸田町中央公民館	・一般教養試験・職場適応性検査 ・専門試験(土木技術職・保育士)
第2次	10月20日(土)・21日(日)	幸田町役場	・論文・3分間スピーチ ・面接・体力テスト(消防職のみ)

3 試験申込および受付期間

区分	受付期間	受付場所	備考
窓口受付	7月2日(月)～7月31日(火)	幸田町役場3階 総務部総務課	受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜・祝日は休み)
郵便受付		人事行革G	受付期間末日の消印まで有効(消印なきものは無効)

4 そのほか

- 募集要項および受験申込書などは、幸田町役場総務部総務課(3階)でお渡しするほか、幸田町ホームページからもダウンロードできます。
- 遠隔地に住んでいる人で、受験申込書などを郵送で請求する場合は、**90円切手を貼付し**、あて先などを明記した返信用封筒(長形3号:120mm×235mm)を必ず同封してください。
- 提出書類(履歴書など)は、理由を問わず返却しません。

【問合せ・申込み】

幸田町役場3階 総務部総務課人事行革G(7番窓口) ☎0564-62-1111(内線323)

*詳しくは幸田町ホームページ(<http://www.town.kota.lg.jp/>)をご覧ください。

～先輩職員からのメッセージ～

幸田町職員として

平成24年度採用 一般事務職

住民課 戸籍G 服部 紗矢



住民課で戸籍や住民票などに関する業務を担当しています。戸籍の届書などの取り扱いをするため、毎日緊張感を持って仕事をしています。窓口を訪れたお客さんと接してみても、分かりやすく説明することの難しさとコミュニケーション能力の重要性を実感しています。今後は気軽に声を掛けてもらえるような職員を目指し、丁寧な対応で住民の皆さんの役に立ちたいです。

理想の消防士になるために

平成24年度採用 消防士
幸田町消防本部 消防署

警防第1G 齋藤 和弥



幼いころからの夢だった消防士になり、私の消防人生1年目がスタートしました。現在私は、諸先輩の指導のもと日々訓練に明け暮れています。訓練は、とても厳しく、精神的、肉体的に疲れることもありますが、そんなものをかき消すほどの充実感があります。

今後は、消防士としての知識と技術をしっかりと身に付け、住民の皆さんから信頼される消防士になれるよう頑張ります。

災害時相互応援協定を締結しました！

幸田町は、長野県上伊那郡箕輪町^{みのわまち}と災害時相互応援協定を締結しました。(5月21日)

これは、大規模災害により甚大な被害が発生した場合に、救援、支援活動を相互に行うための協定です。

今回の災害時相互応援協定先である箕輪町は、5月12日に全国町村では、初めてWHO(世界保健機構)からセーフコミュニティ認証を受けています。



▲協定締結の様子(箕輪町役場)

箕輪町はこんなまち

箕輪町は、南アルプスと中央アルプスに抱かれた伊那谷の北部に位置します。

長野県内の町としては最も人口の多い町です。田園工業都市で産業分野では、先端技術が集結するハイテクタウンです。

箕輪町には、平成7年から3年間幸田中学校の生徒が農業体験を含む野外活動でお世話になりました。

人口 25,634人 (H24.6.1現在)
面積 86.12km²

※セーフコミュニティとは、事故やけがは、偶発的なものではなく予防できるという理念の下、地域と行政などが協働して「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせる町」を創る取り組みです。

幸田町地域安全女性推進委員会議が開催されました！

町では、安全安心なまちづくりを推進するため、各区から選出された地域安全女性推進委員の皆さんからご意見、ご要望をいただき、交通安全や防犯、防災に関する施策を進めています。

5月に行われました平成24年度第1回会議において、多くの意見が出されたので、主なものを要約して紹介します。

第1回会議 5月9日(水)開催

意見1 通学路や生活道路において防犯灯がなく、周辺に民家もないため、暗くて危険である。

【回答】 現地確認を行い、防犯灯設置に向けて検討します。

意見2 過去に相見川が氾濫したが、その後の河川改修の進捗状況は？

【回答】 河川改修は下流からの整備となり、現在は相見川の下流にあたる広田川の永野地内で整備中です。

意見3 信号機の無い交差点において、大型車両の通行も多く危険を感じる。

【回答】 道路形態などの理由により信号機設置の難しい箇所もあるが、警察に信号機設置の要望をしていきます。

意見4 各小学校に備蓄倉庫があるが、各区にも必要となるのでは？

【回答】 大規模な災害が起きた場合は、各地域での自主的な対応をお願いすることになります。まずは、各自で非常持ち出し品などを準備していただきたい。



▲第1回会議の様子

問合せ 防災安全課安全対策G(内線371)

幸田町総合防災訓練に参加しましょう！

いざというとき、日ごろからの備えが必要です。防災訓練に参加して防災を学びましょう！

- と き** 9月1日(土) 午前9時～ 地区会場は午前8時30分～
- ところ** 主会場：防災広場
地区会場：各小学校（6カ所）
- 内 容** 今年度は東日本大震災の教訓を活かし、これまで行ってきた主会場での防災関係機関との訓練とは別に、住民主体の地区訓練を実施します。地区会場では、避難訓練、避難所開設・運営訓練および各小学校に配置した防災備蓄倉庫の備蓄資機材の確認を行います。多くの皆さまの参加をお願いします。

問合せ 予防防災課予防G ☎63-0513



▲初期消火訓練の様子（平成22年度）

夏休み子ども農業体験教室に参加しよう♪



- と き** 8月16日(木) 午前9時～午後3時30分
- ところ** 町内の農場・農協施設など
- 内 容** ぶどうとなすの収穫体験や農協の施設見学、カレーライス作り
- 主 催** 幸田町青年農業会議
- 対 象** 町内在住の小学4～6年生
- 定 員** 15組（30人）＊2人1組、応募者多数時は抽選を行い、抽選結果を全員へ郵送で通知します。
- 参加費** 500円／人（昼食原材料費・傷害保険料を含む）
- 申込み** 7月2日(月)から13日(金)までに産業振興課農業振興G（内線262）、または、JAあいち三河（幸田町内の各支店）へお申し込みください。なお、申込み用紙は小学校から配布されます。

夏休み親子動く町政教室の参加者を募集します

- と き** 8月23日(木) 午前9時～午後4時
- 集合場所** 役場4階ホール西
- 見学先** 消防署→郷土資料館→深溝断層→筆柿の里・幸田→ソニーイーエムシーエス(株)→町民会館
- 対 象** 町内在住の小学生とその保護者
- 定 員** 40人 ＊応募者多数時は抽選を行い、抽選結果を全員へ郵送で通知します。
- 参加費** 無料
- 持ち物** お弁当、水筒、ビニールシート（道の駅で昼食休憩の時間をとります。）
- 申込み** 7月20日(金)までに企画政策課情報G（内線343）へ各小学校に配布した参加申込書にご記入の上、お申し込みください。



親子でチャレンジ！夏休み子ども教室

①キッズ英会話教室

と き 8月22日(水)、23日(木)、24日(金)
* 3回連続の教室
午前9時30分～11時
ところ 中央公民館 第2・第3会議室
定員 20人
対象 町内の小学3年～6年生



②おもしろパンづくり

と き ①7月31日(火) 午前10時～午後1時
②8月2日(木) 午前10時～午後1時
③8月3日(金) 午前10時～午後1時
④8月7日(火) 午前10時～午後1時
ところ 保健センター 栄養指導室
定員 各回親子10組(合計40組)
対象 町内の小学生とその保護者



③水彩画教室

と き 7月25日(水)、27日(金)、8月1日(水)
8月3日(金)、8日(水)、10日(金)
* 6回連続の教室
午前9時30分～11時30分
ところ さくら会館 第一研修室
定員 20人
対象 町内の小学3年～6年生



④科学実験教室

と き 8月11日(土) 午前9時30分～正午
ところ 中央公民館 ホール
定員 親子50組
対象 町内の小学生とその保護者



⑤そば打ち体験教室

と き ①7月25日(水)
午前10時～午後0時30分
②8月1日(水)
午前10時～午後0時30分
ところ 保健センター 栄養指導室
定員 各回親子8組(合計16組)
対象 町内の小学生とその保護者



※いずれの教室も受講料は無料です。材料費のみ実費負担いただきます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

申込み・問合せ

7月10日(火)までに生涯学習課生涯学習G(内線197)へ電話でお申し込みください。

*1人につき、1教室の申し込みとさせていただきます。定員を超えた場合は抽選を行い、抽選結果を全員へ郵送で通知します。

町営住宅の入居者を募集します

住宅名・募集戸数

神山住宅→1戸 C棟208(平成3年度建設、築後21年、3DK)

入居条件・収入基準・家賃

公営住宅法に基づき住宅に困窮していることが明らかなこと／収入基準に適合していること／市町村民税など滞納していないことなど／家賃は、収入により2万6,800円から5万2,700円の間で決定します。

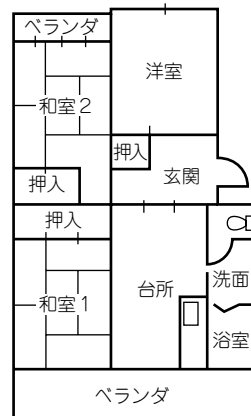
受付期間／場所／入居予定

7月17日(火)～24日(火)まで／役場2階都市計画課／平成24年8月上旬

そのほか 応募者多数時は 資格条件チェックの上、後日の抽選で入居者を決定します。

問合せ 都市計画課 建築G(内線232)

神山住宅
C棟208



知って防ごう！熱中症

熱中症とは

熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分（ナトリウム）などのバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、さまざまな症状を起こす病気です。

家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので注意が必要です。

熱中症は予防ができる病気です

暑い夏を元気に過ごすため、熱中症のことをよく知り、しっかり予防しましょう。心臓や腎臓、そのほか持病をお持ちの人は、夏の過ごし方についてかかりつけの医師に相談し、上手にコントロールしましょう。

- 部屋の温度をこまめにチェック！（普段過ごす部屋には温度計を置くことをおすすめします）
- 室温 28℃を超えないように、エアコンや扇風機を上手に使いましょう！
- のどが渴いたと感じたら必ず水分補給！
- のどが渴かなくてもこまめに水分補給！
- 外出の際は体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も！
- 無理をせず、適度に休憩を！
- 日ごろから栄養バランスの良い食事と体力づくりを！

このような時は迷わず 119 番に電話して救急車を要請してください。

- ・ 自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感^{けんたい}が強く、動けない場合はためらわずに救急車を呼んでください
- ・ 意識がない（おかしい）、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された人は、ためらわずに救急車を呼んでください。

問合せ 消防署救急担当 ☎63-0512



後期高齢者医療保険証の更新について

- 1 現在お使いの保険証（だいたい色）の有効期限は7月31日（火）です。8月1日（水）から使用していただく保険証（若草色）を、7月中旬から下旬にかけて書留で郵送します。
* 配達時に不在の場合は、郵便受けに案内（郵便物等のお預かりのお知らせ）が入ります。
郵便局の連絡先（☎ 0533 - 69 - 0855）
- 2 郵便局での留置期間（案内に記載されている期間）を超えると、保険証は住民課に返還されます。その場合は、住民課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。
- 3 8月1日（水）以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

医療費の一部負担割合の判定方法について（原則1割、現役並所得者は3割）

毎年、世帯の前年の所得をもとに8月から翌年7月までの判定を行います。

負担割合の判定対象者	同一世帯の後期高齢者医療被保険者
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が145万円以上*同一世帯被保険者の中で1人でも負担割合が3割に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。
基準収入額適用申請（負担割合が3割になった場合）	次のいずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更 ア 同一世帯に被保険者が1人の人…… 被保険者本人の収入が383万円未満 イ 同一世帯の被保険者が1人の世帯で、世帯内に後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している70歳から74歳の人…… 被保険者本人の収入が383万円以上でも被保険者と70歳から74歳の人の収入合計が520万円未満 ウ 同一世帯に被保険者が2人以上いる人…… 同一世帯の後期高齢者医療被保険者でも収入の合計額が520万円未満

問合せ 住民課医療G（内線137）

福祉医療費助成制度について

受給者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担額を助成して健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となる人は、町内に住所を有し、健康保険（国民健康保険、社会保険など）に加入している下記の制度に該当する人となります。

申請に必要なものは、印鑑、健康保険証、障害者手帳など対象者であることを証明する書類です。
（*申請がなければ助成を受けることができません。詳細はお問い合わせください。）

制 度	対 象	助 成 内 容
子ども医療	0歳～中学3年（年度末まで）	医療保険の自己負担額を助成します。
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 1～3級 4級（腎臓機能障害） 4～6級（進行性筋萎縮症） ●療育手帳A・B判定の人 ●自閉症状群と診断されている人 	医療保険の自己負担額を助成します。
母子家庭等医療	<ul style="list-style-type: none"> ●母子、父子家庭の子が18歳に達する年度末までの母、父、子（児童扶養手当に準ずる所得制限があります） ●父母のいない子が18歳に達する年度末まで 	医療保険の自己負担額を助成します。
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳 1級、2級	医療保険の自己負担額を助成します。
	精神障害者保健福祉手帳 3級	精神疾患に関する入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。
	自立支援医療受給者証の交付を受けている人	自立支援医療における精神疾患の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。

* 後期高齢者医療の被保険者の人で下記に該当する人

制 度	対 象	助 成 内 容
後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者医療、母子家庭等医療、精神障害者医療の受給資格を満たす人（上表） ●戦傷病者手帳所持者 ●精神障害の措置入院患者 ●感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者と同等の要件を有すると認められた人 ●ねたきり、認知症で生活介護を受けていることが3カ月以上継続し、町民税非課税世帯の人 ●一人暮らしで、町民税非課税の人 <p>* 状況調査を行います。</p>	<p>医療保険の自己負担額を助成します。（全疾病）</p> <p>ただし、以下の人は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳3級の人精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1を助成します。 ●自立支援医療受給者証の交付を受けている人は、精神疾患の通院医療費の自己負担額、精神疾患の入院医療費の自己負担額の2分の1を助成します。

※入院時の食事代や部屋代などは助成対象となりません。

*生活保護の受給を受けている人や施設措置入所などにより同等の医療助成を受給している人は対象者から除きます。

問合せ 住民課医療 G（内線 138）